

# アメリカ合衆国における知的財産を利用した 租税回避に対する立法統制とその限界

谷口智紀

(島根大学法文学部准教授)

## 目 次

I はじめに	IV 知的財産を利用した租税回避の特徴とその影響
II 知的財産の評価と課税問題—移転価格の問題	V 知的財産を利用した租税回避に対する立法統制とその限界
III 知的財産を利用した低課税国への所得移転の種類	1 情報の非対称性の問題
1 売却 (Sale)	2 国際課税の法規範の問題
2 ライセンス (License)	VI 結論—我が国における租税回避の立法統制への示唆
3 サービス提供 (Service)	
4 費用分担契約 (Cost-Sharing Arrangement)	

## I はじめに

多様化、複雑化する国際取引に関する法整備が租税法領域にも求められている。国際課税の問題では、BEPS問題としても取り上げられる国際的租税回避への対応が議論されているが、とりわけ多国籍企業による知的財産を利用した低課税国への所得移転の現状は、移転価格の問題などの解決を難しくしている。

租税回避は、私的自治の原則及び契約自由の原則の下にある私法分野における法形式の選択可能性を利用して、①異常な（通常用いられない）法形式を選択し、②通常想定される法形式を選択した場合と同一の経済的成果を達成し、③結果として租税負担の軽減を図る行為であり<sup>(1)</sup>、私法上は有効な法律行為である。租税回避が横行すると、納税者間の不公

平が生じるだけでなく、租税制度に対する納税者の信頼低下を招きかねない。租税回避への対応は喫緊の課題である。

租税法上、租税回避への対応策、具体的には租税回避の否認は、租税法律主義の下では個別否認規定を設けて問題解決を図るべきであるとの考え方が通説的見解である<sup>(2)</sup>。もっとも、納税者が否認規定にダイレクトに該当する取引を行うことは考えにくい。実際には否認規定が存在しない、あるいは否認規定を回避する手法を用いた租税回避が行われるであろうから、現行法の枠組みでは租税回避を完全に封じ込めることは極めて困難である。

(1) 増田英敏『リーガルマインド租税法第4版』108頁（成文堂、2013年）参照。

(2) 金子宏『租税法第20版』127頁以下（弘文堂、2015年）参照。

筆者の問題意識は、租税法律主義を重視する視点から、租税回避の否認は明確な要件を規定した個別否認規定によるべきであり、立法統制を通して租税回避が横行する現状を打破すべきであるという点にある。知的財産を利用した租税回避が防止されることによって、知的財産が高度な技術や豊かな文化を創造、そしてビジネスの創出や拡大という本来の目的のために活用されるべきである<sup>(3)</sup>という点に本稿の問題意識は集約される。

本稿の目的は、アメリカ租税法との比較法研究に示唆を得て、国際取引をめぐる知的財産を利用した租税回避に対する立法統制の現状を明らかにするとともに、その限界を検討することにある。

本稿の構成は以下のとおりである。IIでは、知的財産の評価と課税問題、とりわけ移転価格の問題を確認する。IIIでは、知的財産を利用した低課税国への所得移転の類型を概観する。IVでは、知的財産を利用した所得移転(租税回避)の特徴と影響を検討する。Vでは、アメリカ租税法におけるこれらの租税回避に対する立法統制とその限界を明らかにする。VIでは、アメリカ租税法との比較法研究に示唆を得て本稿の結論を導出する<sup>(4)</sup>。

## II 知的財産の評価と課税問題—移転価格の問題

租税公平主義が要請する担税力に応じた課

税を実現するには、課税標準の適正性を担保する仕組みの構築が不可欠である。例えば、所得に担税力を見出す所得税や法人税では所得金額、資産に担税力を見出す相続税・贈与税では財産価格を適正に算出する仕組みの構築が必要である。ところが、財産評価をめぐる、我が国には財産評価に関する詳細な基準が設けられていないことから、租税負担の極小化を目指す納税者と、徴税の極大化を目指す租税行政庁の間での紛争が絶えない<sup>(5)</sup>。

他の財産評価と同様に知的財産の評価においても、納税者と租税行政庁の恣意性を排除した客観的な評価が行われなければならないことは当然である。ところが、知的財産の評価は研究途上であり、学問的にも実務的にも必ずしも定説が固まっていないのが現状であり、評価方法自体について議論があるばかりではなく、会計上の取扱い、開示制度上の取扱い、租税法上の取扱いなどの各制度対応についても、これからの課題であると指摘されている<sup>(6)</sup>。知的財産の評価方法が確立しているとは言い難い。

土地評価をめぐる同様の問題があるが、通達により一定の解決が図られている。また、知的財産の評価は専門技術的であることから、最終的には専門家による評価を待つほかない解決の難しい問題でもある。

知的財産の価値は、知的財産から生じることが予想される将来増加収益に基因するが、

(3) 知的財産戦略本部『知的財産推進計画2015』(2015年6月)(知的財産戦略本部HP(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20150619.pdf> [最終確認日:平成28年3月18日]))参照。

(4) 本稿の問題に関しては、無形資産、知的財産、知的財産権などの用語が用いられるが、本稿では

原則、「知的財産」との用語を用いる。用語の意味については、拙著『知的財産権取引と課税問題』19頁以下(成文堂、2013年)参照。

(5) 金子・前掲注(2)175頁参照。

(6) 小泉政明「知的財産の価値評価」IT企業法務研究所IT知財と法務編集委員会『IT知財と法務』585頁(日刊工業新聞社、2004年)参照。

予想される将来増加収益あるいは将来キャッシュフローを測定する作業は困難を極める。将来増加収益の測定では予測に焦点が当てられるが、時間の効用（effects of time）及び将来の不確実性（uncertainty about the future）の控除が必要である。そこで知的財産の将来増加収益は、インフレーションと不確実性の両方の効用を捕らえることができる収益予測利益率を用いて測定されている<sup>(7)</sup>。

また、知的財産の将来増加収益に影響を与える様々な状況が考慮されなければならない。知的財産は市場で販売される製品またはサービスを通して具体化される。競合の影響力、法的な影響力、規制の影響力などの市場の状況のほか、知的財産を利用する（利用が予測される）市場の将来状況の影響も受ける<sup>(8)</sup>。法的な影響力については、知的財産の権利性は法によって強化されることから、知的財産取引を統制する知的財産法制度の影響を大きく受ける<sup>(9)</sup>。

知的財産が技術的に優れていることと、知的財産が市場性を持つことには必ずしも相関関係があるわけではない<sup>(10)</sup>。一般に知的財産は特定の業界や参加者による閉鎖的市場において取引されることから、市場価格が存在しな

いことが多い。結果として、知的財産の評価は当事者の主観に頼らざるを得ないという問題が生じる<sup>(11)</sup>。後述する知的財産を利用した租税回避は、知的財産の評価の困難性、とりわけ市場性の不存在に着目したものである。

会計学領域における知的財産の評価では、コスト・アプローチ、インカム・アプローチ、マーケット・アプローチという基本的な資産評価方法が用いられている<sup>(12)</sup>。租税法実務では、この評価方法を踏まえた通達にしたがって知的財産の評価がなされている。通達による評価は、市場性のない知的財産の評価の客観性を担保することに役立つ。しかし、知的財産の財産的価値の中心はユニークさ（固有性）にあることから、通達による画一的な取扱いでは知的財産を適切に評価することは難しい。

企業の多国籍化に伴って、知的財産の国際取引は移転価格（transfer-pricing）の問題の複雑化を引き起こしている。関連者間取引では、種々の理由から、独立当事者間取引（arm's length transaction）において通常設定される対価（独立当事者間価格（arm's length price））とは異なる対価で取引が行われる傾向がある。これを放置した場合には、各企業

(7) 拙稿「アメリカ合衆国における知的財産の評価—技術的アプローチ—知的財産法制度が知的財産の評価に及ぼす影響を中心に—」税法学570号100頁以下（2013年）参照。

(8) 拙稿・前掲注(7)101頁参照。

(9) 拙著・前掲注(4)30頁参照。

(10) 石井康之「知的財産権の経済的価値評価と価値の創出」税研72号25頁（1997年）参照。

(11) 石井・前掲注(10)23頁参照。

(12) コスト・アプローチは知的財産に対してなされた投資を評価する方法である。この方法は評価に客観性はあるが、情報の生産の付加価値を評価し

ているかどうか疑わしい。インカム・アプローチは、知的財産によって得られる収益の現在の価値を評価する方法である。この方法は期間収益の計算の方法としては理論的であるが、知的財産の将来の収益を予測することは極めて難しい。マーケット・アプローチは、取引価格を知的財産の価値と評価する方法である。この方法は財産的評価の方法としては理論的であるが、取引になじまない知的財産もあることから、代替性の低い知的財産ではその取引価格の決定が困難である（相澤秀孝「知的財産法とその在り方」税研72号19頁（1997年）参照）。

の適正所得に対する公平な課税が確保できないことから、我が国では移転価格税制によってこの問題に対処している<sup>(13)</sup>。

市場価格が存在しない知的財産の独立当事者間価格の決定は困難を極める。とりわけ多国籍企業では、関連者間取引を通して知的財産の評価をめぐる様々な問題が内部組織化されてしまい、比準可能な独立当事者間取引を探し出すことが難しい<sup>(14)</sup>。市場性の不存在と問題の内部組織化に基因して、納税者と租税行政庁の間では独立当事者間価格の算定をめぐる紛争が多発している<sup>(15)</sup>。

### Ⅲ 知的財産を利用した低課税国への所得移転の類型

大規模な多国籍企業による租税優遇措置の要求と低課税国への所得移転は、国家の租税政策に影響を及ぼしている。BEPS問題でも指摘されるとおり、多国籍企業による知的財産を利用した低課税国への所得移転は国際課税分野における大きな問題である<sup>(16)</sup>。

多国籍企業は政治的影響力を通して租税優遇措置を要求する。アメリカでは、研究開発に対する課税上のインセンティブ効果を持つ研究開発費用控除の失効と拡張をめぐる毎年

のゲームが、租税策定委員会 (tax writing committees) に携わる議員にとっての資金調達の話題 (fundraising gambit) となっていると指摘されている。イギリスでは、国外への仕事の再配置 (relocate jobs) をほめかした多国籍企業の行動が、パテントボックス<sup>(17)</sup>と法人税率を含む最近の税制改革の具体化において重要な役割を果たしたと指摘されている<sup>(18)</sup>。

多国籍企業の関心に沿った法制度が構築されない場合、多国籍企業は資金調達と事業機能そして所得を、より有利な課税管轄 (jurisdiction) (低課税国) へ移転するとの選択を行う<sup>(19)</sup>。租税負担を減少させるために、多国籍企業は低課税国に利益を蓄積する課税最小化の戦略を発展させている。具体的には、知的財産を生み出す高度な技術力を有する労働者、企業家と比べた場合、知的財産から生ずる所得が持つ流動性 (mobile) に着目した戦略を練っている<sup>(20)</sup>。

多国籍企業が知的財産を用いて、高課税国に存在する事業体 (entity) から低課税国に存在する事業体へ所得を移転する場合、一般的に4つの手法が存在する<sup>(21)</sup>。以下では便宜的に、高課税国に存在する事業体を親会社、低

(13) 金子・前掲注(2)521頁参照。

(14) 岩倉正和「移転価格税制—無形資産の扱いを中心に—」金子宏編『租税法の発展』709頁(有斐閣, 2010年)参照。

(15) 独立企業間価格の算定を争点とする裁判例には、東京高判平成20年10月30日税資258順号11061(控訴審)、東京地判平成19年12月7日訟月54巻8号1652頁(第一審)(アドビ事件)などがある。

(16) BEPS問題については、拙稿「無形資産の国際取引をめぐる移転価格問題の検討」税研182号98頁以下(2015年)参照。本稿における比較法研究の記述は、Michael J. Graetz & Rachael Doud, Technological Innovation, International

Competition, and the Challenges of International Taxation, 113 Colum L.Rev. 347 (2013), Andrew Blair-Stanek, Intellectual Property Law Solutions to Tax Avoidance, 62 UCLA L. Rev. 2, 12 (2015)に多くを負っていることを付しておく。

(17) パテントボックスについての邦語の文献としては、岩崎政明「パテントボックス税制の法人所得概念への影響」金子宏ほか編『租税法と市場』491頁以下(有斐閣, 2014年)参照。

(18) See, Graetz & Doud, supra note 16 at 392-393.

(19) See, id. at 393.

(20) See, id. at 394.

課税国に存在する事業体の子会社として概観する。

## 1 売却 (Sale)

親会社の子会社に知的財産上の権利のすべてを単に移転するという、権利の売却を通して所得移転を行う。知的財産の売却に際して、多国籍企業はアメリカ租税負担を最小化するために、人工的に設定された低額の売却価格 (artificially low sales price) を選択する<sup>22)</sup>。親会社は知的財産の売却に対する人工的な低い価格の対価を受け取り、多国籍企業全体における租税負担の減少を図る<sup>23)</sup>。

売却とライセンスでは、ほぼ同一の経済的状況 (nearly identical economic consequences) が構築される。しかし、知的財産の売却による所得移転では、アメリカ租税法規定のねじれ (quirks) に起因して、課税上、不利な取扱いがなされる結果となる場合がある<sup>24)</sup>。

## 2 ライセンス (License)

親会社と子会社間においてライセンス契約を締結したうえで、親会社は子会社に知的財産に関する実質的な権利のすべて (all of the

substantial rights in IP) を移転せずに、子会社から知的財産の使用に係るロイヤリティ支払いを受ける<sup>25)</sup>。

合同租税委員会の報告書によると、大部分のケースにおいて、アメリカで開発された無形資産の外国子会社への移転ではライセンスが用いられていると指摘されており<sup>26)</sup>、ライセンスはアメリカ国外に知的財産を移転する有力な手法であるとされている<sup>27)</sup>。

具体的には例えば特許について、親会社に所属するエンジニアが将来有望な発明 (promising invention) を開発したとき、一般の業務 (common practice) であることを理由に、親会社は発明から得られうるすべての特許に対する権利を所有する<sup>28)</sup>。将来有望な発明が開発されると、親会社はすぐに子会社に対して、特許に関する権利のすべてをライセンス (使用許諾) する。ライセンス契約上、特許から生ずる将来利益が子会社に蓄積される。一方で、親会社が知的財産に関する権利の法的所有者 (legal ownership) であることから、多国籍企業は、アメリカ法による強固な知的財産に対する法的保護を受け続けることが可能である<sup>29)</sup>。

内国歳入法典 (Internal Revenue Code)

(21) 知的財産を利用した所得移転手法に関する記述は、id. at 396-398及びBlair-Stanek, supra note 16 at 9-14に多くを負っていることを付しておく。本稿では具体的な所得移転スキームを論じていない。例えばDouble Irish with a Dutch Sandwichのスキームについては、太田洋「多国籍企業のタックス・プランニングとBEPSプロジェクト」中里実ほか編『クロスボーダー取引課税のフロンティア』11頁以下 (有斐閣, 2014年) 参照。

(22) See, Blair-Stanek, supra note 16 at 12.

(23) See, Graetz & Doud, supra note 16 at 396.

(24) See, Blair-Stanek, supra note 16 at 12. See, I.R.C. § 956(a), (c)(1)(D), 951(a)(1)(B), 61(a)(3).

(25) See, Graetz & Doud, supra note 16 at 396. ライセンスではロイヤリティ額 (使用料) が問題となるが、ロイヤリティ額は知的財産の価値に基づき決定されることから、ここでも知的財産の評価の問題が生じる。

(26) See, Joint Committee on Taxation, Present Law and Background Related to Possible Income Shifting and Transfer Pricing, JCX-37-10, 115 (2010).

(27) See, Graetz & Doud, supra note 16 at 396.

(28) See, Blair-Stanek, supra note 16 at 9. See, Teets v. Chromalloy Gas Turbine Corp., 83 F.3d 403, 407 (Fed. Cir. 1996).



は、開発（developed）場所よりむしろ知的財産の使用（used）場所に着目したロイヤリティ所得の源泉ルールを規定している<sup>(29)</sup>。アメリカの親会社が外国子会社から受け取る知的財産のライセンスから生ずるロイヤリティは国外源泉所得（foreign source income）に分類される。本来であれば、知的財産から生ずるロイヤリティに対して外国所得税がほとんど、あるいはまったく課されていない場合に、アメリカでは当該ロイヤリティに対する租税負担が生じる。ところが、多国籍企業は、アメリカ以外の高課税国での課税に対する外国税額控除の利用を通して租税負担を相殺し、ロイヤリティに対する課税を減少させている<sup>(30)</sup>。

ここで、ライセンス契約上のロイヤリティ額がライセンサー（licensor）に対する十分な報酬であるか、すなわち、親会社が子会社から支払いを受けるロイヤリティの額が適正であるか否かという移転価格の問題が生じる<sup>(31)</sup>。

国内歳入法典482条は、「（法人格を有するかどうか、アメリカ合衆国において設立されたものであるかどうか、連結申告をするかどうかを問わず、）同一の利害関係者によって、直接、間接的に所有されている又は支配されている2つ以上の組織、営業又は事業のいずれに対しても、財務長官は、脱税を防止するため、あるいはそれらの組織、営業又は事業の所得を正確に算定するための配分、割当て、

又は振替えが必要であると認める場合には、それらの中で、総所得、経費控除、税額控除その他の控除を配分し、割り当て、又は振り替えることができる。（942条(h)(3)(b)の意義の範囲内で）無形資産の譲渡（又は使用权）の供与の場合には、その譲渡または使用权供与に係る所得は、その無形資産に帰する所得に相当したものでなければならない。」<sup>(32)</sup>と規定しているが、1986年改正で後段の規定（スーパー・ロイヤルティー・ルール（super royalty rule））が追加された<sup>(33)</sup>。

同規定は、親会社が子会社から独立当事者間価格におけるライセンスに対するロイヤリティを受けると規定している。財務省規則（Treasury Regulations）が、「管理支配されていない取引（controlled transaction）は独立当事者間基準（arm's length standard）を満たす。取引の結果は、管理支配されていない納税者が同一状況の下（the same circumstances）（独立当事者間の結果）、同一の取引に従事したのであれば実現されたであろう結果と一致する。」<sup>(34)</sup>と規定するように、独立当事者間価格は、非関連会社間において同一の状況下で同一の取引が行われたときに支払われる価格であると定義されている<sup>(35)</sup>。

本来は同規定にしたがって、親会社は独立当事者間価格のロイヤリティに対して35%のアメリカ法人税を支払うこととなる。なお、

(29) See, Blair-Stanek, *supra* note 16 at 9-10. See, Memorandum from Carl Levin, Chairman and John McCain, Ranking Minority Member of the Senator Permanent Subcommittee on Investigations, Offshore Profit Shifting and U.S. Tax Code Part 2 (Apple Inc.), at 8-9 (2013).

(30) See, Graetz & Doud, *supra* note 16 at 396-397. See, I.R.C. § 861(a)(4), 862(a)(4).

(31) See, Graetz & Doud, *supra* note 16 at 397.

(32) See, *id.* at 397.

(33) I.R.C. § 482. 金子・前掲注(2)521頁以下参照。

(34) See, Jeffrey A. Main, Xuan-Thao N. Ngyuen, Intellectual Property Taxation Transaction and Litigation Issues, 569-579 (2003).

(35) Treas. Reg. § 1.482-1(b)(1).

(36) See, Blair-Stanek, *supra* note 16 at 10.

クロスオーバー取引に関する独立当事者間価格を決定する場合には、アメリカ租税法だけでなく租税条約の影響を受ける<sup>37)</sup>。

ところが、親会社が将来有望な知的財産を非関連会社に対して移転するとは考え難く、観察可能である独立当事者間価格は存在しないことが多い。大量生産される機械などとは異なり、固有性 (unique) を有する知的財産の経済的な潜在性を予測することは難しい。新たに創出された知的財産の評価は難しくかつ主観的なものにならざるを得ないという問題が生じる<sup>38)</sup>。

また、内国歳入庁規則は、知的財産の価値評価に関する詳細な経済的方法を規定しているが、それらは極めて不正確であることから、適用されうる独立当事者間価格の広範な幅を生み出すという問題も生じる<sup>39)</sup>。

アメリカ租税法は、親会社が、低課税国への移転に係る取引価格が独立当事者間価格であることを確かめ (ascertain), そして同時に存在する大量の証拠資料をもって (with extensive contemporaneous documentation) 当該価格を維持する (support) ために、鑑定人 (appraiser) (しばしばエコノミスト) を雇い入れることを求めている<sup>40)</sup>。もっとも、親会社は、より低い評価へと間違いを犯す (err) 動機を持つ (incentives) 者を鑑定人を選び、報酬を支払っている。鑑定人もまた依頼主 (paymasters) である親会社の考えに

同意する傾向がある<sup>41)</sup>。

ところで、移転価格の問題はしばしば、関連するサービスに関する合意や追加研究に対する資金提供と一括したライセンス契約が締結されることにより複雑になる。これらは、多国籍企業がロイヤリティを低額にすることを可能にする<sup>42)</sup>。例えば、親会社はライセンス契約にしたがって、知的財産に対する権利とともに、当該知的財産に密接に関連するエンジニアリング・サービスを提供する。知的財産とサービスが一括取引されることによって、知的財産自体の価値が分かりにくくなる。ロイヤリティが低額に設定されることで、知的財産から生ずる利益の多くが子会社に帰属することになることから、多国籍企業はアメリカでの租税負担の減少を図ることができる<sup>43)</sup>。

### 3 サービス提供 (Service)

親会社は子会社に対して知的財産自体を移転せず、その代わりに、子会社に対して知的財産を使用するサービスを提供する。親会社は、子会社から支払われるサービス提供に対する対価を受け取る。ここでも、サービス提供に対する対価が適切であるかが問題となる。低額の対価支払いを通して多国籍企業はアメリカでの租税負担の減少を図る<sup>44)</sup>。

<sup>37)</sup> See, id. at 10.

<sup>38)</sup> See, id. at 10-11.

<sup>39)</sup> See, id. at 11. See, Treas. Reg. § 1.482-4.

<sup>40)</sup> See, Blair-Stanek, supra note 16 at 11. See, I.R.C. § 6662(e)(3)(B), Treas. Reg. § 1.6662-6(d)(2)(iii).

<sup>41)</sup> See, Blair-Stanek, supra note 16 at 11. See, Lee

A. Sheppard, Reflections on the Death of Transfer Pricing, 120 Tax Note 1112, 1112 (2008).

<sup>42)</sup> See, Graetz & Doud, supra note 16 at 397.

<sup>43)</sup> See, Blair-Stanek, supra note 16 at 13.

<sup>44)</sup> See, Graetz & Doud, supra note 16 at 397.

#### 4 費用分担契約 (Cost-Sharing Arrangement)

親会社と子会社は新しい知的財産の開発に対する費用分担契約を締結する。一般的に親会社は新たな製造物の開発に関する研究開発のために既存の知的財産 (existing IP) を使用する権利を負担する (contributes)。また、開発過程において使用される他の資源や知的財産も負担する。この親会社が負担した知的財産や資源、そして様々な権利が、負担に関する「プラットフォーム」(“platform” contribution) を構成する。一方で、子会社は、将来的な研究開発費用の分担 (share) について、資源や権利を負担しない代わりに、資金提供を行うことに同意し、「費用分担契約への参加に伴う金銭支払い」(“buy in payment”) を行う (負担する)<sup>45</sup>。なお、子会社による研究開発費用の支払いは親会社の所得に該当するが、同額が費用として控除され相殺されることから、親会社は課税上の影響を受けない<sup>46</sup>。

新たに開発された知的財産については、見積もられる将来収益 (projected profits) に基づいて当該知的財産の価値の総額 (total value) が決定されたうえで、当該知的財産の所有権は負担割合に応じて (in proportion) 親会社と子会社間で分割される。新しい資産は共同で (jointly) 所有することから、知的財産を用いた製品が消費者に販売されるとき、親会社と子会社の間でロイヤリティの支払いは生じない<sup>47</sup>。

当然ここでも、子会社が費用分担契約の参加に伴い支払った金額が、独立当事者間における比率で適切に価格付けられたかどうかの問題となる。しかし、非関連会社間では費用

分担契約がなされることがないことから比準可能な独立当事者間取引は存在しない<sup>48</sup>。多国籍企業は、費用分担契約を用いてアメリカでの租税負担の減少を図ることができる。

#### IV 知的財産を利用した租税回避の特徴とその影響

アメリカの多国籍企業が用いる最も一般的な知的財産の海外戦略は、ライセンスと費用分担取引による所得移転手法である<sup>49</sup>。知的財産を利用した低課税国への所得移転 (租税回避) には共通点がある。それは、知的財産が創出される時点では、当該知的財産が莫大な収益を生み出すかどうかを判断できない点に着目し、創出後すぐに人工的に低い価格で知的財産を低課税国に移転し、移転後に生み出される実際の利益は低課税国において蓄積するというものである<sup>50</sup>。

知的財産の2つの特徴が租税回避を誘発させている。第1に、労働者、あるいは工場や店のような有形資産とは異なり、知的財産は単なるペーパー・ワークを通して低課税国へ容易に移転されうる。第2に、各知的財産は、正確で公正な市場価格を確立することがほとんど不可能であることから、多国籍企業は課税を最小化するために低い評価を行うことができる。事実上すべての知的財産を利用した租税回避手法では、ある時点で低課税国へ知的財産を人工的に低い価格で移転する

<sup>45</sup> See, id. at 397.

<sup>46</sup> See, Blair-Stanek, supra note 16 at 13. See, I.R.C. § 61, 162(a)(1), 174.

<sup>47</sup> See, Graetz & Doud, supra note 16 at 397-398.

<sup>48</sup> See, id. at 398.

<sup>49</sup> See, Levin and MaCain, supra note 29 at 8.

<sup>50</sup> See, Blair-Stanek, supra note 16 at 13-14.



(assigning) ことを要する<sup>51)</sup>。

知的財産を利用した租税回避は、知的財産の課税問題の一つである評価の困難性に着目して、移転時の取引価格と、移転後の収益との間に著しい不均衡が生じることを利用している。知的財産の将来増加収益を正確に算定できないという特徴を逆手に取った手法であることから、知的財産を利用した租税回避を封じ込めることは容易ではない。

知的財産を濫用した租税回避の広がり背景には、消費市場における知的財産の重要性の増大がある。現在、大規模な工業会社の価値の3分の2は無形資産に由来するといわれている。また、租税回避では特許だけが用いられるのではなく、商標と著作権が低課税国に所在する子会社に早期に低い価格で移転されるケースもある。例えば、映画製作されていない原稿あるいは公開されていないソフトウェア・プログラムに関する著作権(copyright)や、新興製造ラインに関する商標(trademark)を用いて、人工的に低い価格を設定して所得移転がなされることもある<sup>52)</sup>。

アメリカが、これらの所得移転に対して毎年どのくらいのコストを費やしているかはよく分かっていないが、600～900億ドル程度であると予測されている。多国籍企業による所得移転は、アメリカの課税ベースを激減させるとともに、国家の技術革新に対するインセンティブもひそかに傷つけている。アメリカは研究開発費用控除と研究開発税額控除を認めて、アメリカで行われる研究開発を援助し

ている。これは、新たに創出された知的財産の利用によって生み出される製品の販売から生じる利益に対する課税を通して、租税歳入の損失のいくらかを取り戻すことを前提としている。他の国々でも類似の前提による課税上の取扱いがなされている。ところが、所得移転が行われる場合、多国籍企業は研究開発を行う場所において研究開発による恩恵を受ける一方で、国家は研究開発を援助したにもかかわらず、研究開発の結果として生み出される製品の販売に対する所得課税を通して歳入の損失を取り戻すことができないという状況が作り出されてしまう<sup>53)</sup>。

租税歳入の損失は国家に対して4つの不利益を与える。①租税歳入について高額の不足が生じる、租税歳出について低額の支出となる、そして、個人市民と小規模事業に対してより高い租税負担を求めざるを得ない結果となる。②知的財産を利用した租税回避のために、多国籍企業は非効率的な投資判断を行うことになり、それ故に世界的な経済生産高が減少する<sup>54)</sup>。③多国籍企業は、租税回避に係る取引費用として法的見解(legal opinions)と評価鑑定(valuation appraisals)に対する相当な金銭の支出を要する<sup>55)</sup>。④重要さは言うまでもないが量化するのが難しいのが、国民が多国籍企業の巨大な租税回避を目撃するとき、タックス・コンプライアンス(税制への信頼と納税過程における法令遵守<sup>56)</sup>)全般に関する潜在的な浸食効果(potentially corrosive effect)を招く<sup>57)</sup>。

51) See, id. at 5.

52) See, id. at 14.

53) See, Graetz & Doud, supra note 16 at 402-403.

54) See, Edward D. Kleinbard, Stateless Income's Challenge to Tax Policy, 132 Tax Note 1021,

1038 (2011).

55) See, Yariv Brauner, Value in the Eye of the Beholder: The Valuation of Intangibles for Transfer Pricing Purposes, 28 Va. Tax Rev. 79, 83 (2008).

知的財産を利用した租税回避の問題は、アメリカの多国籍企業、あるいはアメリカの租税歳入の損失だけに限定されるものではない。アメリカの多国籍企業はアメリカ以外の国々の租税を回避するためにも、知的財産を利用した所得移転を通して租税回避を行っている<sup>58)</sup>。アメリカ以外の国を居住地とする多国籍企業もまた、アメリカ、そして外国の租税負担の双方を避けるために同様の手法を用いている<sup>59)</sup>。知的財産を利用した租税回避の問題は全世界的なものである。

## V 知的財産を利用した租税回避に対する立法統制とその限界

アメリカでは知的財産を利用した租税回避に対処するための様々な立法措置が講じられてきた。一般に所得移転の制限（租税回避に対する対応策）は、以下の5つのうちの1つあるいはそれ以上を用いて提案される。①移転価格規定をより厳格にする、②多国籍企業の国内における販売、賃金、または資産のうちの1つあるいはそれ以上に基づく定式

(formula) を用いる、③ソース・ルール (source rules) を見直す、④外国子会社が稼得する流動的所得 (mobile income) という一定の分類に対してアメリカで課税するための規定を発展させる、⑤多国籍企業の国内、海外、または全世界所得に対して何らかのミニマム・タックス<sup>60)</sup>を課す、の5つである<sup>61)</sup>。

これらは影響範囲（誰が影響を受けるか）によって2つに区別することができる。①の移転価格規定の改良と②の定式配分法 (formulary apportionment) は、源泉を基礎とする課税上のギャップを是正する効果がある。これらの方法は、アメリカ国内での活動に帰する所得はどれかという、アメリカ源泉所得を再定義する効果を含んでいる。各国家は当該国内で稼得された所得に課税する課税管轄 (jurisdiction) を主張する。ある国家が移転価格規定を強化する、あるいは定式配分法を押しつける場合、その変化は、当該国家内で事業を行うすべての多国籍企業に適用される。③のソース・ルールの見直しも、これと同様の結果を生ずる<sup>62)</sup>。

56) 用語については、税制調査会『わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—答申』（平成12年7月14日）140頁（税制調査会HP（<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/zeichof08.pdf> [最終確認日：平成28年3月18日]）参照。

57) See, Blair-Stanek, *supra* note 16 at 15. BEPS問題でも、①多国籍企業の居住地国の政府（多くの場合、先進各国）では、税収の減少や税制に対する信頼が揺るがされる、②発展途上各国では、経済成長を促進する公共投資に必要な財源が不足する、③個人では、国境を容易に超えることができない納税者がより大きな割合の税負担を強いられる、④企業では、BEPSを活用しない企業が、競争上不利な立場に追いやられ、公平な競争が害されるなどが指摘されている（太田・前掲注(2)34頁

以下）。

58) 例えば、イギリスでの租税負担を回避したスターバックスの租税回避の問題については、See, Edward D. Klienbard, *Through a Latte Darkly: Starbucks's Stateless Income Planning*, 139 *Tax Notes* 1515 (2013).

59) See, Blair-Stanek, *supra* note 16 at 16. See, Sheppard, *supra* note 41 at 1113.

60) 外国で稼得された所得に対する新たなミニマム・タックスの枠組みについては、See, The White House and the Department of the Treasury, *The President's Framework for Business Tax Reform* 14-15, (2012).

61) See, Graetz & Doud, *supra* note 16 at 414.

62) See, *id.* at 414.

反対に、④の外国で稼働された所得に対してアメリカ国内税率で課税を行う（外国関連会社所得合算課税制度における所得（CFC income）の範囲を拡大する）方法は、アメリカから低課税国への所得移転を狙ったものであるとしても、その変化は国内の多国籍企業にのみ影響を及ぼす。この方法は居住地国課税の拡張とみなされる。⑤の新しい考え方であるミニマム・タックスを立法化する方法は、アメリカ源泉所得を再定義する方法、またはCFC規定を拡張する方法のいずれかを用いて構築されることになる。前者の場合には、アメリカと外国の多国籍企業の双方に対して適用されることになり、後者の場合には、アメリカの多国籍企業に対してのみ適用されることになる<sup>63</sup>。

これまでに知的財産を利用した租税回避への様々な対応策が講じられてきたが、実際には必ずしも成功を収めていない。これは、知的財産の流動性ととともに、政府が、移転価格の問題解決を図るために用いる仕組みの不十分さ（inadequacy）に基因する<sup>64</sup>。

アメリカでは移転価格の問題をめぐって1986年、財務省と内国歳入庁が所得相応性基準（manner “commensurate with ... income”）を用いて所得配分を行うことを認めるために、連邦議会は内国歳入法典482条（移転価格の規定）を修正した。その後、内国歳入法典には広範な罰則規定が追加された。また、1990年代初頭以降、財務省は数百ページの規則を発行して、広範な規則権限の容認を実行するこ

とに努めている。移転価格ルールを改善する努力はOECDでも多角的な論拠に基づいて進行している<sup>65</sup>。しかしこれらによって、知的財産を利用した租税回避の防止に成功したかはよく分からない<sup>66</sup>。

多国籍企業は非関連会社間では所得移転に利用されるような知的財産取引を行わないのであるから、独立当事者間価格の基準である、「比較可能な独立価格」（“comparable uncontrolled price”）を探し出すことは非実際的なことである。確かに、関連会社間の利益、そしてこれに関連する国家間の租税歳入について公平かつ適切な配分（equitable and appropriate split）を規定するルールを生み出す努力によって、知的財産を利用した租税回避への対応は改善している。しかし、利益の分割のやり方、すなわち当該利益の所在、あるいは源泉の決め方に関する多国間の同意には議論の余地がある<sup>67</sup>。

さらに、多国籍企業による知的財産を利用した租税回避へ対応するため、租税法規定を用いた立法統制を図るうえでは、2つの大きな障害に直面する。以下では、情報の非対称性の問題と、国際的な法的規範の問題について検討する<sup>68</sup>。

## 1 情報の非対称性の問題

多国籍企業は、内国歳入庁、あるいは他のいかなる鑑定人よりも、所有する知的財産の性質、潜在性、そして価値についてはるかに多くのことを知っている。例えば、アメリカ

<sup>63</sup> See, id. at 414-415.

<sup>64</sup> See, id. at 402.

<sup>65</sup> OECDにおける移転価格の問題に対する対応については、拙稿・前掲注①699頁参照。

<sup>66</sup> See, Graetz & Doud, supra note 16 at 415.

<sup>67</sup> See, id. at 415-416.

<sup>68</sup> 情報の非対称性の問題と、国際課税の法規範の問題に関する記述は、Blair-Stanek, supra note 16 at 16-18に多くを負っていることを付しておく。

親会社は、極端に複雑な新製品に新しい発明をいかに組み込むことが有益であるかを理解する (understanding) 過程で役立つ事業と工学技術を持っており、これらを用いて評価を行う。一方で、内国歳入庁の専門家チームと民間の鑑定人は当然これらの事業と工学技術を持っていない。この場合、裁判において取引価格が独立企業間価格であるかが争われるとき、多国籍企業は、内国歳入庁の主張を論破する大きな利点となる、所有する知的財産に関する深い理解 (depth of understanding) を有している<sup>69)</sup>。知的財産を所有する多国籍企業と内国歳入庁との間には、当該知的財産の評価に関する情報の非対称性がある。

過去10年間に訴訟に持ち込まれた双方からの注目を集める知的財産の移転価格の事件において内国歳入庁は敗訴している<sup>70)</sup>。敗訴事件の判決の一つでは、「納税者は (筆者注：法に) 応じることを要求されているにすぎず、 (筆者注：知的財産の生み出す収益を) 予測することは要求されていない<sup>71)</sup>と敗訴の主要な理由を要約している<sup>72)</sup>。

多国籍企業は、鑑定人に対して、取引価格が独立当事者間価格であることを決定するためのすべての事実を公表することによって、法に完全に従うことができる<sup>73)</sup>。また、判決が指摘する通り、多国籍企業は知的財産の生み出す収益を予測することはできるが、法は多

国籍企業に対して予測を求めている。一方で、知的財産が生み出す潜在的収益を予測しなければいけない、裁判官を含む外部者 (outsider) は、それを見分ける (discern) ことが実際にはできない。多国籍企業は、低課税国に所在する子会社に安全に知的財産を移転した後のみ、潜在的収益を具体化している (materialize)<sup>74)</sup>。

多国籍企業と内国歳入庁との間の情報の非対称の要因は、知的財産に関する多くの情報がそれを創出した者に独占されている点にある。多国籍企業は、新たに創出された知的財産と他の技術等とが組み合わせられること等によって、知的財産がどのくらいの収益を今後、生み出す可能性があるかを把握することができる。一方で、内国歳入庁は知的財産が秘める潜在的収益を把握する方法を必ずしも持っているわけではない。独立当事者間価格を決定するために必要な情報は、多国籍企業側に偏在している<sup>75)</sup>。

## 2 国際課税の法規範の問題

知的財産を利用した租税回避を防止するための新たな対応策をアメリカ租税法単独で導入し、ルール変更を行うことは極めて難しい。国際課税の法規範は、1920年代に国際連盟 (League of Nations) によって主として発展し、現在、何千という二国間の所得税条約及

<sup>69)</sup> See, *Id.* at 16. See, Joint Comm. on Taxation, *supra* note 26 at 116.

<sup>70)</sup> Blair-Stanek, *supra* note 16 at 17. 内国歳入庁が敗訴した事件としては、See, *Xilinx, Inc. v. Commissioner*, 598 F.3d 1191 (2010).

<sup>71)</sup> *Veritas SoftwareCorp. V. Commissioner*, 133 T.C. 297, 316.

<sup>72)</sup> See, Blair-Stanek, *supra* note 16 at 17.

<sup>73)</sup> See, *id.* at 17.

<sup>74)</sup> See, *id.* at 17.

<sup>75)</sup> 移転価格の適用における立証責任の問題を論じる邦語の文献としては、木村弘之亮「国際的移転価格における証拠法」金子宏編『国際課税の理論と実務—移転価格と金融取引』118頁以下 (有斐閣, 1997年) 参照。



び大多数の国々の租税法で具体的に表現されている。これらの規範は、価値とは、交換可能な物流品 (interchangeable physical goods) の製造を通して創り出されるものである、との時代の経済的実体を反映したものである<sup>76)</sup>。ところが、有形資産の取引を前提とした法規範は、知的財産を利用した租税回避が容易に行われうる土壌を提供することになる<sup>77)</sup>。

柔軟性をもつ (flexibility) 多国籍企業が創り出した低課税国に所在する新事業体について事業活動への享受を示す (demonstrating) 場合、国際的な法人所得課税の基礎である法人の居住地国課税という考え方は、薄弱な根拠 (tenuous foundations) であることを露呈する。多国籍企業による知的財産を利用した租税回避は、所得源泉に頼ることから生じる脆弱性 (fragility) と操作可能性 (manipulability) をも露呈する<sup>78)</sup>。国際課税の法規範のうち独立当事者間基準は、容易に操作される (manipulated) 価格での知的財産取引を可能とする非常に問題のあるものである<sup>79)</sup>。

また、子会社が租税回避のために使われるときでさえ、当該子会社は独立した事業体 (separate entities) として尊重される<sup>80)</sup>。アメリカ最高裁判所は、「法人の事業体の原理は経済活動 (business life) に有益な目的を果たす。法人設立 (incorporation) の州法の下で利点を得ること、または創設者の要求を避

けるあるいは満たすこと、または創設者個人や非公開の便益にかなうことの目的であろうと、当該目的が事業活動 (business activity) と同等のもの (equivalent) であり、法人による事業の継続 (carrying on of business) によって続けられている限り、法人は独立した課税上の事業体のまま存続する。」<sup>81)</sup>と70年以上前に判示したが、アメリカ租税法では独立した事業体の基準が採用されている<sup>82)</sup>。この基準によって、多国籍企業は低課税国に子会社を容易に設立することができる。

学者や政策立案者は知的財産を利用した租税回避を防止するための多くの革新的な租税法上の解決方法を提案しているが、現在の国際課税の法規範を根本からひっくり返すことに失敗している<sup>83)</sup>。これは一部の国のみによる新たな国際課税ルールを採用は国際課税の均衡に混乱を招くからである<sup>84)</sup>。

アメリカ、あるいは租税回避の問題に関連する大国が、例えば販売のみを基準として所得配分を行う定式配分法に移行するに際し、これを承認する国際的な同意なしに単独で移行した場合、現在の二国間そして多国間における取決め (arrangements) は混乱する。そもそも OECD の委員会は、移転価格に対するルールを強化し、取締りを厳しくすることによって、事業体の会計報告を分割するという方法によるべきであるとの立場を崩していな

76) See, Blair-Stanek, *supra* note 16 at 17. See, Lee A. Sheppard, OECD tries to Fix Income Shifting, 138 Tax Notes 782, 784 (2013).

77) See, Blair-Stanek, *supra* note 16 at 17.

78) See, Graetz & Doud, *supra* note 16 at 404.

79) See, Blair-Stanek, *supra* note 16 at 17.

80) See, *id.* at 17. See, Joint Comm. on Taxation, *supra* note 26 at 23.

81) *Moline Properties, Inc. v. Commissioner*, 319 U.S. 436, 438-439 (1943).

82) See, Blair-Stanek, *supra* note 16 at 17.

83) See, *id.* at 17-18.

84) See, Susan C. Morse, The Transfer pricing Regs Need a Good Edit, 40 *Pepp. L. Rev.* 1415, 1434 (2013).



い<sup>85)</sup>。この状況の中では、販売のみを基準とする定式配分法への移行によって生じる国際課税ルールの混乱は、他の国家による報復的な行動 (retaliatory actions) を刺激することにもなる<sup>86)</sup>。

当然、各国が所得分配に関する異なる手法を用いる結果として二重課税が生じる。アメリカと相手国が同一の所得に対して課税を行うという二重課税の潜在的リスクの増大に対して、アメリカの多国籍企業は、アメリカ単独の国際課税ルールに関する一方的な移行に対して抵抗するであろう<sup>87)</sup>。

以上見たとおり、知的財産を利用した租税回避に対する立法統制が直面する問題には、多国籍企業と内国歳入庁との間の知的財産の評価に関する情報の非対称性の問題と、一部の国のみが新たな国際課税ルールへ移行した場合における国際課税ルールの混乱、具体的には二重課税の問題が生じるという国際課税の法規範の問題がある。知的財産を利用した租税回避の問題の解決が困難を極めるのは、①知的財産の特徴、②その特徴に基いた評価の困難性、③多国籍企業では評価をめぐる問題が内部組織化されること、④知的財産が収益を生み出すかどうかは、当該知的財産が他の技術等といかに組み合わせられ価値を創出するにかかっているため、結局のところ多国籍企業の選択に委ねられていること、⑤グローバル経済の進展の中では、先進国、発展途上国それぞれに事情があり、各国間の合意

を得ることが必ずしも容易ではないことなど、問題の複層化にある。これらの問題を一つずつ解決していくほかないが、とりわけ情報の非対称性の問題と、国際課税の法規範の問題の解決は容易ではなく、現行法の枠組みでの租税回避に対する立法統制には一定の限界があるといえる。

## VI 結論—我が国における租税回避の立法統制への示唆

本稿の目的は、アメリカ租税法との比較法研究に示唆を得て、国際取引をめぐる知的財産を利用した租税回避に対する立法統制を明らかにするとともに、その限界を検討することにあつた。

知的財産の評価をめぐるのは、技術革新に伴う新たな知的財産の創出が既存の知的財産の陳腐化を招き、知的財産の将来増加収益を決定することが難しいこと、研究開発費用の増減は知的財産が生み出す収益の増減に必ずしも直結しないこと、限られた当事者間での閉鎖的市場で取引が行われ、市場価格が存在しない場合が多いこと、などの問題が指摘できる。多国籍企業内における知的財産の関連会社間取引では、これらの問題が内部組織化される。これらの問題に加えて、知的財産は目に見えず、触れることができない抽象的な存在であるにもかかわらず、複製等が容易な具体的な製品を通して可視的に把握できるとの錯覚に陥りがちであるという特徴も、知的

85) BEPS防止の根本的な対応策である世界的な定式配分方式には、定式配分の設定における恣意性を排除する、あるいは経済活動や売上上の計上地の明確性を担保する仕組みについての国家間の合意が難しい等の問題があることから、OECDは導入に否定的な立場である (伊波邦泰『税源浸食と利

益移転 (BEPS) に係る我が国の対応に関する考察』(中間報告)』税大ジャーナル23号146頁以下 (2014年) 参照)。

86) See, Graetz & Doud, *supra* note 16 at 419.

87) See, *id.* at 419.

財産の評価の問題をさらに複雑にしている。

知的財産を利用した低課税国への所得移転は、知的財産の評価の困難性に着目した租税回避である。具体的には、知的財産が創出される時点では、当該知的財産が莫大な収益を生み出すかどうかを判断できない点に着目し、創出後すぐに人工的に低い価格で知的財産を低課税国に移転し、移転後に生み出される実際の利益は低課税国において蓄積するというものである。

当然ながらアメリカ租税法ではこれらの租税回避に対する対応策が講じられてきた。例えば、移転価格の規定における独立当事者間価格の決定方法の精緻化を図るなどの立法統制が行われてきた。しかし、立法統制をめぐって2つの問題に直面している<sup>88)</sup>。

多国籍企業は、新たに創出される知的財産と他の技術等とが組み合わせられること等によって、知的財産が今後どのくらいの収益を生み出す可能性があるかを把握することができる。一方で、内国歳入庁は知的財産が秘める潜在的収益を把握する方法を必ずしも持っているわけではない。独立当事者間価格を決定するために必要な情報は、多国籍企業側に偏在している(情報の非対称性の問題)。各国の同意が得られないまま、一部の国のみが新たな租税回避の対応策を導入した場合、国際課税ルールの混乱が生じる。二重課税の問題だけでなく、課税問題に基因して国際取引にも影響を及ぼしかねない(国際課税の法規範の

問題)。これらの問題が、知的財産を用いた租税回避に対する立法統制を確立するうえでの障害となっている。

多国籍企業を有する我が国でも知的財産を利用した租税回避に対する対応策、具体的には租税回避の否認規定の速やかな立法が求められよう。もっとも、アメリカ租税法と同様に、情報の非対称性の問題と、国際課税の法規範の問題が生じることが予想される。現行法の枠組みでの租税回避に対する立法統制には一定の限界があると指摘できる。

多国籍企業が租税回避を図る状況では、法的規制と現状との間にTime Lagという限界も生じる<sup>89)</sup>。現に存在する法律(租税回避の個別否認規定)は、過去に立法されたものである。一方で、現時点で行われる知的財産を利用した租税回避に係る取引価格は未来における知的財産の将来増加収益の予測を基に決定される。時的連続性に着目するとき、個別否認規定の立法という原則の下では、租税回避の否認規定は、必ず租税回避の実行以前に立法されることから、当然、否認規定に該当しない取引が生み出され、実行されてしまう。これまでの租税回避の否認の問題では、立法と租税回避の実行とのTime Lagを埋める速やかな立法による対処がなされてきた。しかし、知的財産を利用した租税回避の場合には、将来増加収益の予測という現時点における対応が極めて困難な要素が問題となる。将来増加収益の予測の問題は知的財産取引に限られ

88) 移転価格の問題について、金子宏教授は、①移転価格税制は、「適正な対価」や「独立当事者間価格」という不明確な概念を中心として構築されており、②実際問題として、私的自治ないし契約自由の原則と抵触することになりやすいとの根本的な問題を抱えていると指摘されている(金子宏『所

得課税の法と政策』364頁以下(有斐閣、1996年)参照)。知的財産取引に関する独立当事者間価格の決定では、これらの問題が顕在化している。

89) 増田英敏『納税者の権利保護の法理』282頁(成文堂、1997年)参照。

るものではないが、前述した知的財産の評価の困難性が問題解決を難しくしている。この問題解決が図られなければ、知的財産を利用した租税回避に対して十分に対応することができない。

増田英敏教授は、「租税行政庁が租税回避行為の現状に柔軟に対応できるように、法的規制を加えるための包括的規定を存在させることも考えられるが、租税法律主義との関係で慎重を期すべきである。」<sup>90)</sup>と述べられている。租税行政庁の恣意的な権限行使に対する明確な法規定による抑止力が存在しない中で、公平な課税の実現を根拠に、租税行政庁に対して租税回避の否認に関する広範な権限を付与した場合、納税者の予測可能性と法的安定性は著しく低下することになる。租税回避の否認については、租税法律主義の下では個別否

認規定による問題解決が図られるべきである。たとえ立法統制の限界が指摘されるとしても、OECDなどにおける各国間の合意内容や議論を踏まえた速やかな立法により、租税回避に対処すべきである。具体的には今後、知的財産の評価に関する将来増加収益の予測手法の精緻化が目指されるべきである<sup>91)</sup>。

\* 本稿は、公益財団法人民事紛争処理研究基金の平成27年度研究助成に基づく研究成果の一部である。

---

<sup>90)</sup> 増田・前掲注(89)282頁。

<sup>91)</sup> 知的財産を利用した租税回避に対する新たな対応策が提案されている。See, Blair-Stanek, *supra* note 16, Graetz & Doud, *supra* note 16. これらの研究は今後の研究課題としたい。